

議案第 86 号

大田原市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について
大田原市行政組織条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 11 月 30 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市行政組織条例等の一部を改正する条例

(大田原市行政組織条例の一部改正)

第1条 大田原市行政組織条例(平成17年条例第69号)の一部を次のように改正する。

第2条中「建設部」を「建設水道部」に改め、「水道部」を削る。

第3条中「建設部」を「建設水道部」に、「(6) 地籍調査に関すること。」を「(6) 地籍調査に関すること。」に改め、「水道部 下水道及び浄化槽に関すること。」に改め、「(1) 下水道及び浄化槽に関すること。」を削る。

(大田原市議会委員会条例の一部改正)

第2条 大田原市議会委員会条例(昭和42年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「建設部、水道部」を「建設水道部」に改める。

(大田原市都市計画審議会条例の一部改正)

第3条 大田原市都市計画審議会条例(昭和45年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条中「建設部」を「建設水道部」に改める。

(大田原市下水道使用料等審議会条例の一部改正)

第4条 大田原市下水道使用料等審議会条例(昭和57年条例第22号)の一部を次のように改正する。

第7条中「水道部」を「建設水道部」に改める。

(大田原市水道料金審議会条例の一部改正)

第5条 大田原市水道料金審議会条例(昭和52年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第7条中「水道部」を「建設水道部」に改める。

(大田原市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第6条 大田原市水道事業の設置等に関する条例(平成17年条例第71号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「水道部」を「建設水道部」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。